

農業委員会

業務必携 89号

●巻頭言

全国農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人全国農業会議所会長 國井正幸 4

●特集 1

「人・農地関連法」の見直しと農業委員会組織の課題 6

●特集 2

日常活動を起点とした新たな農地利用の最適化 21

●農政ピックアップ

「みどりの食料システム戦略」と農業者の取り組み 25

●農業委員会の業務と具体的な進め方

第1章 農業委員会の業務 30

第2章 農地利用の最適化（農業委員会法 第6条第2項等業務）

I 農地利用の集積・集約化

- 1 「人・農地プラン」から「地域計画」へ 32
- 2 目標地図の素案作りに向けた準備 33
- 3 農地の利用調整・マッチングにつなげるために 34
- 4 最適化交付金の活用 35

II 遊休農地の発生防止・解消

- 1 遊休農地対策の「3ステップ」 37
- 2 遊休農地とは 39
- 3 農地パトロール（利用状況調査）の実施 42
- 4 利用意向調査の実施 46
- 5 調査結果等の報告 50
- 6 不在村者所有・所有者不明の遊休農地等の対策 51
- 7 遊休農地の課税の強化、機構貸し付けの場合の課税の軽減 53

III 新規参入の促進

- 1 新規就農を進めよう 55

2 企業の農業参入で地域農業に活力を 61

IV 農地の台帳・地図のシステム管理と有効利用、インターネット公表

- 1 農地台帳とは 62
- 2 農地台帳の管理項目と整備方法 62
- 3 農地台帳の管理システムの利用と情報の公表 64

第3章 関係法令に基づく業務（農業委員会法 第6条第1項等業務）

- 1 農地法に基づく業務 70
- 2 農業経営基盤強化促進法（基盤法）に基づく業務 71
- 3 農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）に基づく業務 72
- 4 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく業務 72
- 5 その他の法律に基づく業務 72

第4章 担い手の育成・確保と情報提供活動（農業委員会法 第6条3項等業務）

I 地域計画（人・農地プランの法定化）への担い手等の位置づけ

- 1 認定農業者組織等との連携強化 74
- 2 「農業経営者間の利用権交換運動」の推進 76

II 法人化・農業経営の合理化の支援

- 1 農業経営の法人化と経営継承 78
- 2 簿記記帳・青色申告の推進 83
- 3 家族経営協定の推進 86
- 4 農業者年金の加入推進 88

III 調査活動

- 1 調査活動の意義 91
- 2 重要な情報提供・基礎調査 91

IV 情報提供活動

- 全国農業新聞 92
- 農業委員会だより 93
- 全国農業図書 94

第5章 「農業者等との意見交換会」と関係行政機関への「意見の提出」

- 1 意見交換会・意見の提出の意義 97
- 2 意見交換会の実施方法 97

トピックス 信頼される農業委員会に向けて 100

●農業委員会の活動事例（30事例） 102

索引 159

「人・農地関連法」の見直しと農業委員会組織の課題

「人・農地関連法」が5月20日、国会で可決・成立しました。「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案」と「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案」の大きく2つの法律案からなります。これにより、平成24年(2012年)から地域の農地利用の将来像を地域の話し合いによって明らかにしてきた「人・農地プラン」は、農業経営基盤強化促進法に「地域計画」として法定化されました。

「地域計画」は、市町村が人口減少、農業就業人口の高齢化と減少に直面する中で、これまでの担い手(効率的かつ安定的な農業経営)だけでなく「農業を担う者」を新たに法律に位置付け、農業に従事する幅広い者による農地1筆ごとの将来の利用者を特定した「目標地図」を柱とする計画を定めるものです。今後は、全国全ての市町村で農地の集積・集約、農地の維持に向け、将来像を具体化することになります。その際、農業委員会は「目標地図」の素案を作成し、「地域計画」の実現に向け農地の利用関係の調整に取り組むことへの期待が高まっています。

位置づけは不明確でした。

そして、令和元年(2019年)の農地中間管理事業法等の改正において「地域における農業者等による協議の場の実質化」(いわゆる「人・農地プランの実質化」)が図られ、農業委員会は協議の円滑な実施のための協力を行うことが明記されました。

政府は令和2年(2020年)12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」(以下「活力創造プラン」)を改訂。人口減少等に対応して農業経営を行う人の確保と農地の適切な利用の促進、農山漁村での所得と雇用機会の確保等について検討し、令和3年(2021年)6月までに取りまとめることとされました。

農林水産省は、活力創造プランに基づき令和3年(2021年)5月、「人・農地など関連施策の見直しについて(取りまとめ)」を公表。その後さらに検討を深め、同年12月、5月の取りまとめに施策の対応方向を加えて「人・農地など関連施策の見直しについて」として取りまとめ、公表しました。そこで、人・農地プランの法定化や農地中間管理機構の運用の抜本的な見直しなどが明らかにされました。

このような経緯を経て、政府は令和4年(2022年)3月8日、第208回国会に上記2つの改正法案を衆議院に提出。国会での審議を経て5月20日に参議院で可決・成立し、5月27日に公布されました。施行は公布から1年以内とされ、令和5年(2023年)4月1日と想定されています。

1 法律改正の経緯

●改正法施行、令和5年4月1日を想定

「人・農地プラン」は平成24年(2012年)から、集落や地域における農業者の徹底した話し合いを通じて、今後の中心となる経営体(いわゆる「中心経営体」)とその経営体への農地の集積方法や地域農業のあり方等を定めるものとして、農業委員会も大いに取り組んできました。

政府は平成25年(2013年)に農地中間管理機構の制度化を目指す「農地中間管理事業の推進に関する法律案」の中で「人・農地プラン」を法律に位置付けることを検討しましたが、規制改革会議(当時)が「人・農地プラン」により地域内で担い手が決まり、地域外からの農業参入が阻害されることへの懸念等から法律に盛り込むことは「適当でない」との考えを示し、政府案には盛り込まれませんでした。

しかし、国会における法案審議の中で与野党から「人・農地プラン」と農地中間管理機構との連動及び「人・農地プラン」の法制化の必要性の指摘があり、与野党協議の結果を踏まえ、市町村は「人・農地プラン」を念頭に置いた協議の場を設けることに修正がなされました。これにより農業委員会は「協議の場」≡「人・農地プラン」に主導的な役割を期待されるようになりましたが、法律上の農業委員会の

法律等の略称について

正式名称	本書の略称
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案	人・農地関連法
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案	
農業経営基盤強化促進法	基盤法
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進法	活性化法
農地中間管理事業の推進に関する法律	機構法

MEMO

農業委員会の活動事例

(全国農業新聞に昨年度掲載された記事などを編集しています)

1 人・農地プランの実質化・実行(4事例)

5年後の利用意向を調査、地図に反映 中間管理事業で圃場整備、新規参入を実現 利用調整会議で話し合い、9割マッチング 推進委員が独自プラン、実質化をリード	栃木県上三川町農業委員会 …… 104 埼玉県坂戸市農業委員会 …… 105 長野県南箕輪村農業委員会 …… 107 三重県伊賀市農業委員会 …… 109
---	--

2 意向把握(2事例)

離農・縮小意向の農家を戸別訪問 小集団農地を集積、中山間の荒廃解消に望み	宮城県仙台市農業委員会 …… 111 熊本県南小国町農業委員会 …… 112
---	---

3 話し合い(3事例)

委員がファシリテーション学び、座談会に生かす 「境界図」を委員作成、話し合い具体化 各種会議を定期開催、集落間の連携深める	山形県朝日町農業委員会 …… 114 新潟県胎内市農業委員会 …… 116 京都府宮津市農業委員会 …… 118
---	--

4 農地集積・集約化(3事例)

年ごとに重点地区設定、機構通じ117ha集積 全国初「地域まるっと方式」、地区の集積率97% 機動力重視で青年登用、最適化に奏功	埼玉県本庄市農業委員会 …… 120 福井県小浜市農業委員会 …… 122 沖縄県国頭村農業委員会 …… 124
--	--

5 農地中間管理機構との連携(3事例)

委員率先し中間管理事業活用、集積・遊休解消進む 樹園地の将来像示し圃場整備、後継者を確保 耕作条件を改善、担い手に農地集積	静岡県小山町農業委員会 …… 126 長野県長野市農業委員会 …… 128 長崎県諫早市農業委員会 …… 130
---	--

6 農地パトロール(2事例)

推進委員を増員、遊休農地解消に成果 独自の調査票作りパトロール効率化	岐阜県大垣市農業委員会 …… 132 山口県下関市農業委員会 …… 133
---------------------------------------	--

7 遊休農地解消(2事例)

3部会設け遊休農地解消の啓発活動 所有者に軒先面談、利用意向を確認	奈良県御所市農業委員会 …… 135 広島県三次市農業委員会 …… 137
--------------------------------------	--

8 守るべき農地の明確化(1事例)

守るべき農地 明確化、非農地判断を強化	石川県七尾市農業委員会 …… 138
---------------------	--------------------

9 担い手・新規就農支援(3事例)

毎月1回の農地相談日、身近な委員会へ 市独自で農地バンク、遊休解消と規模拡大 就農者の農地確保、市単独事業で支援	北海道北斗市農業委員会 …… 140 兵庫県南あわじ市農業委員会 …… 142 宮崎県宮崎市農業委員会 …… 143
--	--

10 農業委員会活動の見える化(1事例)

「書き忘れない3か条」記帳に弾み	佐賀県唐津市農業委員会 …… 145
------------------	--------------------

11 都市農業(1事例)

特定生産緑地への移行に全力	東京都足立区農業委員会 …… 147
---------------	--------------------

12 女性農業委員の登用促進・活躍(1事例)

検討委立ち上げ女性委員6人誕生	群馬県渋川市農業委員会 …… 149
-----------------	--------------------

13 タブレット・ドローンの活用(4事例)

利用状況調査、タブレットで効率化 衛星データをAI解析、効率・精度 格段に向上 衛星画像とドローン、大幅効率化を実証 遊休農地の実態把握にドローン活用	茨城県下妻市農業委員会 …… 151 岐阜県下呂市農業委員会 …… 153 広島県尾道市農業委員会 …… 155 香川県さぬき市農業委員会 …… 157
--	---

1 人・農地プランの実質化・実行（4事例）

5年後の利用意向を調査、地図に反映

栃木県上三川町農業委員会／農業委員14人・農地利用最適化推進委員9人

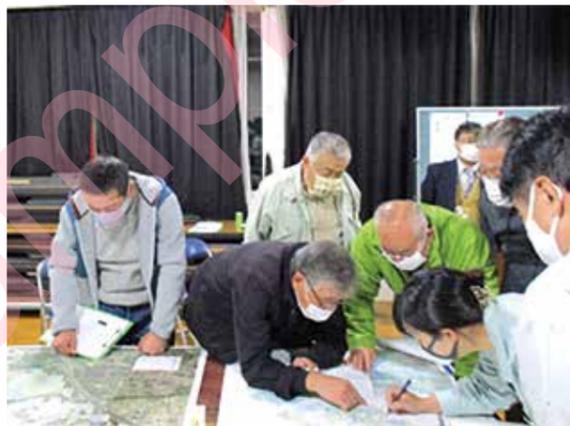
ポイント

農地所有者に5年後の利用意向を調査。調査結果を反映した地図を元に話し合いを進め、集約化の方針決定

栃木県上三川町農業委員会（石濱文伯会長）は、2017年7月の新体制移行以来、農業委員14人、農地利用最適化推進委員9人で早くから農地利用の最適化に向けた活動を進めてきた。18年には農業委員会が主体となり、町内に農地を所有する人を対象に5年後の農地の利用意向調査を実施。未回答者には農業委員・推進委員が戸別訪問し、調査票の回収に努めた。

その後、農業委員の話し合いを進め、営農形態などで町内を13地区に区分。あわせて活動体制を整備し、町農政課と協力して人・農地プラン策定に向けた活動を開始した。町農政課では、区分した地区ごとに人・農地プラン策定の話し合いを行うため、アンケート結果をもとに経営を拡大したい農業者（担い手）と縮小したい農業者の耕作状況を反映した地図を作製した。

地区の会合には農業委員と推進委員が参加を呼びかけた。推進委員の進行のもと、作製された地図を見ながら地域の農業者が話し合い、地域の課題を明らかにした上で集約化に向けた方針を決定。新型コロナウイルス感染症の影響で話し合いができない地区は書面などにより農業者の意向をとりまとめ、プラン策定を進めた。



地域の委員と連携し、地図を作製



地区ごとの話し合い

（全国農業新聞2021年6月4日号7面より）

中間管理事業で圃場整備、新規参入を実現

埼玉県坂戸市農業委員会／農業委員11人・農地利用最適化推進委員9人

ポイント

推進委員主導で人・農地プラン作成、農地中間管理事業・圃場整備事業を推進。地域外の企業・農業法人が参入し、農地集積に成果

埼玉県坂戸市浅羽地区は、都心から45km圏にある20ha超の農地が広がる都市近郊型農業地域。この地区を担当する農地利用最適化推進委員の鹿ノ戸健次さん（70）は、行政や地域の農業者と連携し、人・農地プランの作成と併せて農地中間管理事業と圃場整備事業の推進を通じて地域外からの新規参入を呼び込み、農地集積に成果を上げ始めている。

浅羽地区の農地は昭和40年代に実施した基盤整備による10a区画で、区画の拡大や担い手の確保が地域の課題となっていた。

2015年8月に開かれた県、農地中間管理機構、農業会議などによる農地中間管理事業推進大会に出席した鹿ノ戸さんは、「畦畔除去による区画拡大など簡易な基盤整備を行い、担い手にまとまりのある形で農地を貸し付ける方法がある。費用は全て国、県、市町村の負担で整備してもらえる」との説明を聞いた。

鹿ノ戸さんは早速、その翌日に市農業振興課を訪れて浅羽地区の現状を説明。同地区でも同じような基盤整備ができないか相談した。鹿ノ戸さんの熱い思いを受け、まずは地域をよく知る浅羽水利組合の三役や組合長経験者らと農業委員会・農業振興課職員の有志からなる勉強会を始めることにした。

勉強会で農地中間管理事業や基盤整備事業について十分理解した後、同組合の「土地利用検討委員会」の協力を得て、組合員88人を対象とした農地中間管理事業の説明会を実施。鹿ノ戸さんも地権者を戸別訪問して事業の説明を行った。

あわせてアンケート調査も実施し、浅羽地区の人・農地プランが作成された。プランでは、地域農業を維持するため、新たな担い手として企業参入を進める方針が決定された。

新たな担い手として企業を呼び込むには圃場の区画拡大などの課題があった。このため、鹿ノ戸さんは土地利用検討委員会の協力を得ながら、地権者に区画拡大や用排水路・道路整備など再圃場整備事業に向けてアンケートを実施。9割以上の地権者から事業実施の賛同が得られた。その後「埼玉型ほ場整備事業浅羽地区推進協議会」が設立され、事業実施に向けた現地調査が行われている。

鹿ノ戸さんと市の地道な努力が実を結び、19年9月に地域外の企業が農業参入に名乗